

令和6年4月から 義務化される事項について

新潟市福祉部福祉監査課



新潟市福祉部福祉監査課です。

この動画では、令和6年4月から義務化される事項について説明します。

項目

1. 虐待の防止
2. 業務継続に向けた取組
3. 認知症に係る基礎的な研修の受講
4. 居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止の措置
5. 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止の措置
6. 栄養管理
7. 口腔衛生の管理



説明する項目は全部で7つあります。

	項目	対象サービス種別
1	虐待の防止	居宅サービス/ 地域密着型サービス/ 居宅介護支援/ 介護予防支援/ 介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/ 介護医療院
2	業務継続に向けた取組	
3	認知症に係る 基礎的な研修の受講	



それぞれのサービス種別で義務化される項目が違ってきますので、お間違えないようにしてください。

1 虐待の防止、2 業務継続に向けた取組、3 認知症に係る基礎的な研修の受講についての対象サービス種別はご覧の通りとなっています。

	項目	対象サービス種別
4	居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止の措置	居宅サービス/ 地域密着型サービス/ 居宅介護支援/ 介護予防支援/



4 居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置についての対象種別はご覧の通りです。

	項目	対象サービス種別
5	介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止の措置	地域密着型介護老人福祉施設/ 介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/ 介護医療院



5 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止のための措置についての対象種別はご覧の通りです。

	項目	対象サービス種別
6	栄養管理	地域密着型介護老人福祉施設/ 介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/ 介護医療院
7	口腔衛生の管理	介護療養型医療施設/ 介護医療院



6 栄養管理、7 口腔衛生の管理についての対象サービス種別はご覧の通りとなっています。

1. 虐待の防止

- ▶ 虐待防止検討委員会の開催（定期的）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋新規採用時）
（入所系施設は年2回以上＋新規採用時）
- ▶ 担当者の設置



それでは1番から順に説明していきます。

まず初めに、虐待の防止についてです。

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の4つの措置を取ることが義務化されます。

1つ目は、虐待防止検討委員会の開催です。

この委員会では、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討します。

他の会議と一体的に運営しても差し支えありませんが、記録を残す際には「虐待防止検討委員会」であることを明らかにしてください。

管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの役割分担を明確にし、定期的を開催してください。

2つ目は、虐待の防止のための指針の整備です。

指針には、事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方や、虐待防止検討委員会など事業所内の組織に関する事項、虐待防止のための職員研修に関する基本方針などの項目を盛り込みます。

3つ目は、虐待の防止のための従業者に対する研修の実施です。
虐待等の防止に関する基礎知識の普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止のための指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
研修の実施頻度は、年1回以上と新規採用時に、入所系施設は年2回以上と新規採用時に必ず実施してください。

研修の記録について、我々が運営指導に伺うと、研修は行っていたのに記録がなかったという事例が散見されます。
研修を行ったら、いつ、誰が、どんな研修を受講したのかを必ず記録し、研修で配布した資料と一緒に保管しておいてください。

4つ目は、担当者の設置です。
一連の虐待防止措置を適切に実施するための専任の担当者を設置する必要があります。
虐待防止検討委員会の責任者と同じ人が担当者となることが望ましいです。

なお、事業所・施設の運営規程に『虐待の防止のための措置に関する事項』を、令和6年3月31日までに定めなければなりません。まだ、運営規程に定めていない事業所・施設は早急に定め、介護保険課に変更届を提出するようにしてください。なお、指定介護予防支援のみ地域包括ケア推進課に変更届を提出してください。

2. 業務継続に向けた取組

- ▶ 業務継続計画（BCP）の策定
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋採用時）
（入所系は年2回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年1回以上）
（入所系は年2回以上）



次に、業務継続に向けた取組が義務化されます。

まず、1つ目は、業務継続計画の策定が必須となります。業務継続計画は、BCPとも呼ばれます。BCPはBusiness Continuity Planの略称です。

新型コロナウイルス等の感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難となります。

そうした事態が生じた場合でも、最低限のサービス提供が維持できるよう、あらかじめ初動対応や従業員の役割分担の整理、飲料水や食料など必要な物資の確保策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策などを定めた業務継続計画を策定する必要があります。

2つ目は、業務継続に向けた研修の実施が必須となります。

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の促進を行います。

職員教育を組織的に浸透させていくために、年1回以上の定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には別に実施することが望ましいです。

研修を実施したら、内容についても記録してください。

3つ目は、訓練の実施です。

訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的に実施してください。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含め、その実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

3. 認知症に係る基礎的な研修の受講

▶ 認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置



次に、認知症に係る基礎的な研修の受講についてです。

認知症への理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての方の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない方について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられます。

資格を持たない新規採用者については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させることとします。

4. 居宅サービス事業者における 感染症の予防及びまん延防止の措置

- ▶ 委員会の開催（半年に1回以上）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年1回以上）



次に、居宅サービス事業者における感染症の予防及びまん延防止の措置について義務化されます。

1つ目は、委員会を半年に1回以上開催する必要があります。

委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、構成メンバーの役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。

委員会を開催したら、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

2つ目は、指針の整備です。

指針には、平常時の対策と、感染症発生の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等。

発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、行政への報告が想定されます。

発生時における連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

3つ目は、研修の実施です。

研修の内容は、感染対策の基礎に係る適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。

職員教育を組織的に浸透させていくために、年1回以上の定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には別に実施することが望ましいです。

研修を実施したら、内容についても記録してください。

4つ目は、訓練の実施です。

訓練においては、感染症が発生した場合において迅速に行動できるよう、指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等を年1回以上定期的の実施してください。

なお、この訓練については、感染症の業務継続計画に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含め、その実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

5. 介護保険施設等における 感染症の予防及びまん延防止の措置

- ▶ 委員会の開催（3ヶ月に1回以上）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年2回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年2回以上）



次に、介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止の措置についてです。

居宅サービス事業者における感染症の予防及びまん延防止の措置と内容は同じですが、その頻度が多くなっています。

6. 栄養管理

- ▶ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、多職種が協働して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成する。
- ▶ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行う。
- ▶ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する。

→基準を満たさない場合は減算となる



次に栄養管理についてです。

入所者に対する栄養管理については、令和3年度より栄養マネジメント加算が廃止され、栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて計画的に行います。

まず1つ目は、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、多職種が協働して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成します。

2つ目は、入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行い、入所者の栄養状態を定期的に記録します。

3つ目は、入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じてその計画を見直します。

これらの基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算することとなりますので注意してください。

7. 口腔衛生の管理

- ▶ 歯科医師が介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行う。
(年2回以上)
- ▶ 口腔衛生計画を作成し、必要に応じて定期的に見直す。



最後に口腔衛生の管理についてです。

こちらもさきほどの栄養管理と同様に、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、定められたものです。

1つ目は、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言や指導を年2回以上行います。

2つ目は、口腔衛生計画を作成し、必要に応じて定期的に見直します。

おわり

「高齢者虐待の防止について」
「生活保護制度における介護扶助について」
の資料を各自確認してください。



以上で「令和6年4月から義務化される事項について」の解説を終わります。
多くの事業所にとっては、これらの内容については既にご準備いただいていることかと思いますが、万が一まだできていない事業所がありましたら、必ず期日までにご準備いただくようお願いします。

続いて、「高齢者虐待の防止について」と「生活保護制度における介護扶助について」の資料を各自お読みください。

なお、集団指導の実施通知にも記載されておりますが、全ての資料確認及び動画視聴を終了した後は、令和6年1月31日までに、全ての事業所が「新潟市オンライン申請システム」により受講報告を行ってください。期限までに受講報告がない場合は、当集団指導を受講したと見なされませんので、ご注意ください。

お疲れ様でした。